

# 令和6事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和7年12月

国 税 庁

## I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

## II トピックス（主な取組）

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況
- 5 消費税の還付申告者に対する調査状況
- 6 所得税の還付申告への対応

## III 参考計表

- 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

## IV 調査事例

# I 調査等の状況

## 1 所得税の調査等の状況

- 選定にAIを活用するなど、効率的かつ的確に調査等を行った結果、「調査等」による追徴税額の総額は過去最高
  - ・ 「実地調査」については、追徴税額の総額や1件当たりの追徴税額が増加
  - ・ 「簡易な接触」については、件数及び非違件数が増加

### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、73万6千件（前事務年度60万5千件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は36万9千件（同31万1千件）。
  - ✓ 実地調査の件数は、4万7千件（同4万8千件）。うち、特別調査・一般調査が3万6千件（同3万7千件）、着眼調査が1万件（同1万件）。
  - ✓ 簡易な接触の件数は、68万9千件（同55万8千件）。

### (2) 申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による申告漏れ所得金額は、9,317億円（同9,964億円）。
  - ✓ 実地調査による申告漏れ所得金額は、5,815億円（同5,516億円）。うち特別調査・一般調査によるものは5,411億円（同5,081億円）、着眼調査によるものは404億円（同435億円）。
  - ✓ 簡易な接触による申告漏れ所得金額は、3,502億円（同4,448億円）。

### (3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、1,431億円（同1,398億円）と、過去最高。
  - ✓ 実地調査による追徴税額は、1,132億円（同1,066億円）。うち特別調査・一般調査によるものは1,090億円（同1,019億円）、着眼調査によるものは42億円（同47億円）。実地調査による追徴税額を1件当たりでみると、241万円（同224万円）。
  - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、299億円（同332億円）。

#### （参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。
- 4 過去の調査等の状況との比較に関する表記は、現在の集計方法となった平成21事務年度以降の数值を対象として比較した結果です。

## ○ 所得税の調査等の状況

区分 項目	実地調査							簡易な接触		調査等合計	
	特別・一般		着眼	計	対前年比		対前年比				
	対前年比	対前年比			対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	
調査等件数 件	37,092		10,436	47,528	557,549	605,077					
	36,404	98.1%	10,492	46,896	689,440	736,336	123.7%	736,336	121.7%		
申告漏れ等の 非違件数	32,685		7,446	40,131	271,133	311,264					
	32,001	97.9%	7,177	39,178	329,549	368,727	97.6%	121.5%	368,727	118.5%	
申告漏れ 所得金額 億円	5,081		435	5,516	4,448	9,964					
	5,411	106.5%	404	5,815	3,502	9,317	105.4%	78.7%	9,317	93.5%	
追徴税額	本税 億円	854	41	895	323	1,218					
		909	106.4%	37	946	1,238	105.7%	90.4%	1,238	101.6%	
	加算税 億円	166	6	171	9	180					
		181	109.0%	5	186	192	83.3%	108.8%	192	106.7%	
	計 億円	1,019	47	1,066	332	1,398					
		1,090	107.0%	42	1,132	1,431	89.4%	106.2%	1,431	102.4%	
一件当たり	申告漏れ 所得金額 万円	1,370	417	1,160	80	165					
		1,486	385	1,240	51	127	108.5%	106.9%	127	77.0%	
	本税 万円	230	40	188	6	20					
		250	35	202	4	17	108.7%	107.4%	17	85.0%	
	加算税 万円	45	6	36	0.2	3					
		50	5	40	0.1	3	111.1%	111.1%	3	100.0%	
	計 万円	275	45	224	6	23					
		299	40	241	4	19	88.9%	107.6%	19	82.6%	

(注) 1 令和6年7月から令和7年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

6 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

## (参考) 謹度所得の調査等の状況

- 所得税のうち謹度所得に係る調査等の件数が、1万6千件（前事務年度1万7千件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、1万3千件（同1万3千件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、1,541億円（同1,460億円）となっています。

### ○ 謹度所得の調査等の状況

項目	事務年度等	5事務年度	6事務年度	対前年比
① 調査等件数	件	件	件	%
	16,715	16,402		98.1
土地建物等	12,915	12,124		93.9
株式等	3,800	4,278		112.6
② 申告漏れ等の 非違件数	件	件	件	%
	13,341	13,188		98.9
土地建物等	9,933	9,309		93.7
株式等	3,408	3,879		113.8
③ 非違割合 (② / ①)	%	%	%	ポイント
	79.8	80.4		0.6
土地建物等	76.9	76.8		▲ 0.1
株式等	89.7	90.7		1.0
④ 申告漏れ所得金額	億円	億円	億円	%
	1,460	1,541		105.5
土地建物等	1,066	1,082		101.5
株式等	395	459		116.3
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	万円	万円	万円	%
	874	940		107.5
土地建物等	825	892		108.1
株式等	1,039	1,074		103.3

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離謹度所得）及び金地金等（総合謹度所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

3 四捨五入の関係上、表の内容と対前年比等が一致しない場合もある。

## 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

- 簡易な接触を活用して幅広く対応した結果、「調査等」の件数が前年から 1.5 倍に増加
  - ・ 「実地調査」について、件数及び非違件数が増加
  - ・ 「簡易な接触」について、件数及び非違件数が大幅に増加

### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、18万5千件（前事務年度 12万件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は 10万1千件（同 7万8千件）。
  - ✓ 実地調査の件数は、2万8千件（同 2万7千件）。うち、特別調査・一般調査が 2万2千件（同 2万2千件）、着眼調査が 6千件（同 5千件）。
  - ✓ 簡易な接触の件数は、15万7千件（同 9万4千件）。

### (2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、421億円（同 423億円）。
  - ✓ 実地調査による追徴税額は、355億円（同 359億円）。うち特別調査・一般調査によるものは 342億円（同 344億円）、着眼調査によるものは 13億円（同 15億円）。実地調査による追徴税額を 1 件当たりでみると、127万円（同 135万円）。
  - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、65億円（同 63億円）。

## ○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

区分 項目	件	実地調査					簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般		着眼	対前年比	計	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比
		対前年比	件							
調査等件数	件	21,741		4,835		26,576		93,919		120,495
		22,360	102.8%	5,568	115.2%	27,928	105.1%	157,282	167.5%	185,210
申告漏れ等の非違件数	件	18,521		3,493		22,014		55,533		77,547
		18,555	100.2%	3,840	109.9%	22,395	101.7%	78,928	142.1%	101,323
追徴税額	本税 億円	281		13		293		61		355
		276	98.2%	11	84.6%	287	98.0%	63	103.3%	351
	加算税 億円	63		3		66		2		68
		66	104.8%	2	66.7%	68	103.0%	2	100.0%	70
	計 億円	344		15		359		63		423
		342	99.4%	13	86.7%	355	98.9%	65	103.2%	421
一件当たり	本税 万円	129		26		110		7		29
		124	96.1%	20	76.9%	103	93.6%	4	57.1%	19
	加算税 万円	29		5		25		0.2		6
		29	100.0%	4	80.0%	24	96.0%	0.1	50.0%	4
	計 万円	158		32		135		7		35
		153	96.8%	24	75.0%	127	94.1%	4	57.1%	23

(注) 1 令和6年7月から令和7年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の件数である。

2 上段は、前事務年度の件数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

5 四捨五入の関係上、各項目の件数の和が合計値と一致しないことがある。

## II トピックス（主な取組）

### 1 富裕層に対する調査状況

～1件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の約3倍～

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
- 富裕層に対する調査の1件当たりの追徴税額は、855万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の299万円に比べ、2.9倍となっています。
- 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対する調査の1件当たりの追徴税額は1,595万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の299万円に比べ、5.3倍となっています。

- 令和6事務年度においては、2,427件（前事務年度2,407件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、3,449万円（同2,723万円）と所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,486万円（同1,370万円）に比べ、2.3倍となっており、申告漏れ所得金額の総額は、837億円（同655億円）に上ります。
- また、追徴税額の総額は207億円（同170億円）に上ります。

### ○ 富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
	調査件数	件			
調査件数	2,407		2,427	100.8%	
申告漏れ等の非違件数	2,074		2,143	103.3%	
申告漏れ所得金額	655	億円	837	127.8%	
追徴税額	170	億円	207	121.8%	
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	2,723	3,449	126.7%
	追徴税額	万円	707	855	120.9%

6事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
36,404
32,001
5,411
1,090
1,486
299

### ○ 海外投資等を行った富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
	調査件数	件			
調査件数	554		662	119.5%	
申告漏れ等の非違件数	487		584	119.9%	
申告漏れ所得金額	267	億円	442	165.5%	
追徴税額	71	億円	106	149.3%	
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	4,819	6,680	138.6%
	追徴税額	万円	1,290	1,595	123.6%

## 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

～1件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の約3倍～

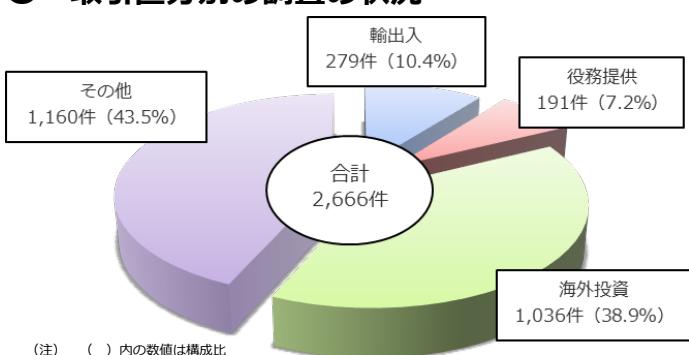
- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
- 海外投資等を行っている個人に対する調査の1件当たりの追徴税額は、866万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の299万円に比べ、2.9倍となっています。

- 令和6事務年度においては、2,666件（前事務年度2,584件）実地調査（特別・一般）を実施し、申告漏れ所得金額の総額は922億円（同664億円）に上ります。
- また、追徴税額の総額は231億円（同168億円）に上ります。

### ○ 海外投資等を行っている個人に対する調査の状況

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比	6事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	調査件数	件				
調査件数	件	2,584	2,666	103.2%	36,404	
申告漏れ等の非違件数	件	2,296	2,360	102.8%	32,001	
申告漏れ所得金額	億円	664	922	138.9%	5,411	
追徴税額	億円	168	231	137.5%	1,090	
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	2,568	3,459	134.7%	1,486
一件当たり	追徴税額	万円	649	866	133.4%	299

### ○ 取引区分別の調査の状況



【1件当たりの申告漏れ所得金額】



1 「輸出」：事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出（入）業者との契約による取引をいう。

2 「役務提供」：工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。

3 「海外投資」：海外の不動産、証券などに対する投資（預貯金等の海外での蓄財を含む。）をいう。

4 「その他」：海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

### 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

～暗号資産等取引の1件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の約3倍～

- インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー等新分野の経済活動（注）に係る取引や暗号資産（仮想通貨）等の取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。  
(注) シェアリングエコノミー等新分野の経済活動とは、シェアリングビジネス・サービス、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称した経済活動のことをいいます。
- 暗号資産等取引を行っている個人に対する調査の1件当たりの追徴税額は745万円と、所得税の実地調査（特別・一般）全体の299万円に比べ、2.5倍となっています。

#### ＜シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況＞

- 令和6事務年度においては、1,155件（前事務年度1,226件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,595万円（同1,432万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は184億円（同176億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は305万円（同319万円）となっています。また、追徴税額の総額は35億円（同39億円）に上ります。

#### ＜暗号資産（仮想通貨）等取引を行っている個人に対する調査状況＞

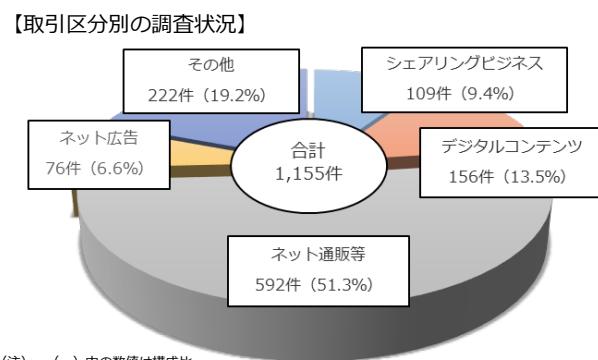
- 令和6事務年度においては、613件（前事務年度535件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,538万円（同2,356万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は156億円（同126億円）に上ります。
- また、追徴税額の総額は46億円（同35億円）に上ります。

## ○ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引（調査状況）

項目	事務年度等	5事務年度	6事務年度	対前年比	6事務年度 実地調査（特別・一般）全体
調査件数	件	1,226	1,155	94.2%	36,404
申告漏れ等の非違件数	件	1,056	989	93.7%	32,001
申告漏れ所得金額	億円	176	184	104.5%	5,411
追徴税額	億円	39	35	89.7%	1,090
一件当たり	申告漏れ所得金額	1,432	1,595	111.4%	1,486
	追徴税額	319	305	95.6%	299

## ○ 暗号資産（仮想通貨）等取引（調査状況）

項目	事務年度等	5事務年度	6事務年度	対前年比	6事務年度 実地調査（特別・一般）全体
調査件数	件	535	613	114.6%	36,404
申告漏れ等の非違件数	件	491	575	117.1%	32,001
申告漏れ所得金額	億円	126	156	123.8%	5,411
追徴税額	億円	35	46	131.4%	1,090
一件当たり	申告漏れ所得金額	2,356	2,538	107.7%	1,486
	追徴税額	662	745	112.5%	299



(参考)：主な取引例

- 1 シェアリングビジネス・・・民泊、カーシェアリング、クラウドソーシング、配達代行業など
- 2 デジタルコンテンツ・・・アプリ作成・配信、有料メールマガなど
- 3 ネット通販等・・・ネット通販、ネットオークション、ドロップシッピングなど
- 4 ネット広告・・・アフィリエイトなど
- 5 その他・・・1～4に該当しない経済活動に該当する取引

## 4 無申告者に対する調査状況

### ～所得税無申告者に対する所得税の追徴税額の総額は過去最高～

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、あらゆる機会を通じて資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。
- 所得税無申告者に対する実地調査（特別・一般）による所得税の追徴税額の総額は 252 億円に上り、1 件当たりの追徴税額である 524 万円とともに過去最高となっています。
- また、消費税無申告者に対する実地調査（特別・一般）による 1 件当たりの追徴税額は 296 万円と過去最高となっています。

#### ＜所得税無申告者に対する調査状況＞

- 令和 6 事務年度においては、4,812 件（前事務年度 5,274 件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1 件当たりの申告漏れ所得金額は、2,992 万円（同 2,590 万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 1,486 万円（同 1,370 万円）に比べ、2 倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は 1,440 億円（同 1,366 億円）に上ります。
- 1 件当たりの追徴税額は 524 万円（同 417 万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 299 万円（同 275 万円）の 1.8 倍となっています。また、追徴税額の総額は 252 億円（同 220 億円）に上ります。

#### ＜消費税無申告者に対する調査状況＞

- 令和 6 事務年度においては、5,575 件（前事務年度 7,827 件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1 件当たりの追徴税額は過去最高だった昨年をさらに上回り 296 万円（同 274 万円）となっており、消費税の実地調査（特別・一般）全体の 153 万円（同 158 万円）に比べ、1.9 倍となっています。また、追徴税額の総額は 165 億円（同 214 億円）に上ります。

## ○ 無申告者に対する調査の状況

### ＜所得税＞

項目	事務年度等		5 事務年度	6 事務年度	対前年比
	調査件数	件			
調査件数	5,274		4,812	91.2%	
申告漏れ所得金額	億円		1,366	1,440	105.4%
追徴税額	億円		220	252	114.5%
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	2,590	2,992	115.5%
	追徴税額	万円	417	524	125.7%

### ＜消費税＞

項目	事務年度等		5 事務年度	6 事務年度	対前年比
	調査件数	件			
調査件数	7,827		5,575	71.2%	
追徴税額	億円		214	165	77.1%
1 件当たり追徴税額	万円		274	296	108.0%

## 5 消費税の還付申告者に対する調査状況

- 消費税の還付申告は、申告書の添付書類や保有する資料情報等に基づき厳格な審査を行い、申告内容に疑義がある場合には、還付を保留し、実地調査等を行うなどして還付原因等の解明・確認を実施しています。

### <消費税の還付申告者に対する調査状況>

- 令和6事務年度においては、1,008件（前事務年度910件）実地調査を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は140万円（同162万円）となっています。  
また、追徴税額の総額は14億円（同15億円）に上ります。

### ○ 消費税の還付申告者に対する調査の状況

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
	調査件数	件			
調査件数	件		910	1,008	110.8%
申告漏れ等の非違件数	件		654	696	106.4%
追徴税額	億円		15	14	93.3%
1件当たり追徴税額	万円		162	140	86.4%

(注) 1 令和6事務年度は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和6事務年度に実地調査を行った計数である。

2 令和5事務年度は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和5事務年度に実地調査を行った計数である。

3 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

## 6 所得税の還付申告への対応

### ～所得税の不正還付申告書の調査の状況～

- 所得税の不正還付は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性が高い行為であるため、還付申告書に対しては特に厳格な審査を行うとともに、不正還付が疑われる申告書に対しては調査を実施しています。
- さらに、国税当局では、A I の活用を進めるなど、不正還付を的確に把握する取組を行っております。
- なお、不正還付に厳格に対応すべく、悪質な不正還付申告書の提出が確認され、詐欺罪等に該当すると判断した場合には、刑事上の責任追及の要否を検討した上で告訴等を行うなど、捜査当局との連携強化にも取り組んでおります。

#### ＜所得税の不正還付申告書の調査の状況＞

- 令和6事務年度においては、467件（前事務年度 597件）調査しました。
- 1件当たりの追徴税額は130万円（同107万円）となっています。  
また、追徴税額の総額は6億円（同6億円）に上ります。

#### ○ 所得税の不正還付申告書の調査の状況

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
	調査件数	件			
調査件数	597		467		78.2%
追徴税額	6	億円	6		100.0%
1件当たり追徴税額	107	万円	130		121.5%

#### 調査事例

還付申告書に不審な点があったことから調査を実施したところ、実態が無いにもかかわらず、架空の事業収入及び源泉徴収税額などを記載した還付申告書等を提出し、所得税の還付金を受け取ったことを把握したため、詐欺罪に該当するとして告訴を行い、その後、捜査当局により逮捕された。

#### 所得税還付申告についてご留意いただきたい事項

所得税の還付申告の中には、架空の源泉徴収税額や各種控除額を記載し、不正に還付を受けようとするものなどが見受けられます。

そのため、国税当局では、各種情報に照らして必要があると認められる場合は、還付金の支払いを一旦保留しつつ、還付申告の内容が適正であるかを確認するため、勤務先等に給与等の支払実績の確認をお願いすることや、職員がご自宅等に直接赴く実地の調査などによる確認を行っております。

その際、納税者の方々への連絡も含め、必要な確認に時間を要するため、還付を保留する期間が長期にわたる場合があるほか、還付の手続を中断する場合があります。

また、確定申告書（還付申告書を含む。）を提出した納税者の本人確認は、申告書に記載されたマイナンバーなどにより行っているため、還付申告書にマイナンバーが記載されていない場合も不正還付防止のため、確認に時間を要することから、還付を保留する期間が長期にわたる場合があります。

### III 参考計表

#### ○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業種目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	前年の 順位
位		万円	万円	位
1	キヤバクラ	4,164	1,474	-
2	眼科医	3,894	964	-
3	ホステス、ホスト	2,968	475	2
4	経営コンサルタント	2,734	878	1
5	太陽光発電	2,142	757	7
6	バ	1,968	425	12
7	コンテンツ配信	1,936	462	3
8	ブリーダー	1,876	498	5
9	スナック	1,873	353	9
10	システムエンジニア	1,631	287	17

(注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの  
申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、そ  
の順位を記載している。

(付表) 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

業種目	平成27事業年度		平成28事業年度		平成29事業年度		平成30事業年度		令和元事業年度	
	1件当たり 申告漏れ所得	1件当たり 申告漏れ所得	業種目	1件当たり 申告漏れ所得	業種目	1件当たり 申告漏れ所得	業種目	1件当たり 申告漏れ所得	業種目	1件当たり 申告漏れ所得
1 キヤバレー	2,628	風俗業	2,083	キヤバクラ	2,897	風俗業	2,685	風俗業	3,373	万円
2 風俗業	2,326	キヤバレー	1,667	風俗業	1,974	キヤバクラ	2,278	経営コンサルタント	3,321	万円
3 畜産農業(肉用牛)	1,471	プログラマー	1,178	不動産代理仲介	1,774	経営コンサルタント	2,045	キヤバクラ	2,873	万円
4 ダンブ運送	1,144	畜産農業(肉用牛)	1,150	システムエンジニア	1,365	システムエンジニア	1,339	太陽光発電	1,718	万円
5 特定貨物自動車運送	1,118	防水工事	1,109	機械器具、部品修理	1,357	特定貨物自動車運送	1,257	システムエンジニア	1,280	万円

業種目	令和2事業年度		令和3事業年度		令和4事業年度		令和5事業年度		令和6事業年度	
	1件当たり 申告漏れ所得	1件当たり 申告漏れ所得	業種目	1件当たり 申告漏れ所得	業種目	1件当たり 申告漏れ所得	業種目	1件当たり 申告漏れ所得	業種目	1件当たり 申告漏れ所得
1 プログラマー	4,927	経営コンサルタント	2,266	経営コンサルタント	3,367	経営コンサルタント	3,871	キヤバクラ	4,164	万円
2 畜産農業(肉用牛)	3,515	システムエンジニア	2,150	くず金卸売業	2,483	ホステス、ホスト	3,654	眼科医	3,894	万円
3 内科医	3,339	ブリーダー	2,136	ブリーダー	2,075	コンテンツ配信	2,381	ホステス、ホスト	2,968	万円
4 キヤバクラ	2,834	商工業デザイナー	1,752	焼肉	1,611	くず金卸売業	2,068	経営コンサルタント	2,734	万円
5 太陽光発電	2,603	不動産代理仲介	1,656	タイル工事	1,598	ブリーダー	2,028	太陽光発電	2,142	万円

(注) 1 1件当たりの申告漏れ所得は、調査全年分に係るものである。

2 平成29事業年度1位の「キヤバレー」として業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したこととに伴い初出したもの。

3 平成29事業年度4位の「システムエンジニア」は、平成28事業年度まで「その他技術サービス」などとして業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したこととに伴い初出したもの。

4 平成30事業年度3位の「経営コンサルタント」は、平成28事業年度まで「その他経営サービス」として業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したこととに伴い初出したもの。

5 令和元事業年度4位の「太陽光発電」は、平成28事業年度まで「その他の製造卸売」などとして業種管理していたが、業態に合わせて表記していたが、業態に変更したもの。

6 令和3事業年度3位の「ブリーダー」は、令和2事業年度まで「小売業・犬」として表記していたが、業態に変更したもの。

## **IV 調査事例**

---

### **➤ 海外取引事案**

事例 1 国外からの多額の受金を内容とする国外送金等調書等を活用し、国外不動産の貸付けによる賃料収入等を把握した事例

### **➤ 無申告・インターネット取引事案**

事例 2 給与収入のほか、ゲーム機器やスマートフォンなどの転売による収入があるにもかかわらず、所得税が無申告であった者に対して課税した事例

### **➤ 無申告事案**

事例 3 従業員を名義人とした複数のキャバクラ店を経営していたが、営業収益はすべて実質的な所得者である調査対象者に帰属するものとして課税した事例

### **➤ 無申告・金地金譲渡事案**

事例 4 相続により取得した金地金を譲渡していたにもかかわらず、所得税が無申告であった者に対して調査の上、課税を行った事例

## 事例1 【海外取引事例】

### 国外送金等調書等を活用して国外不動産の賃貸収入等を把握

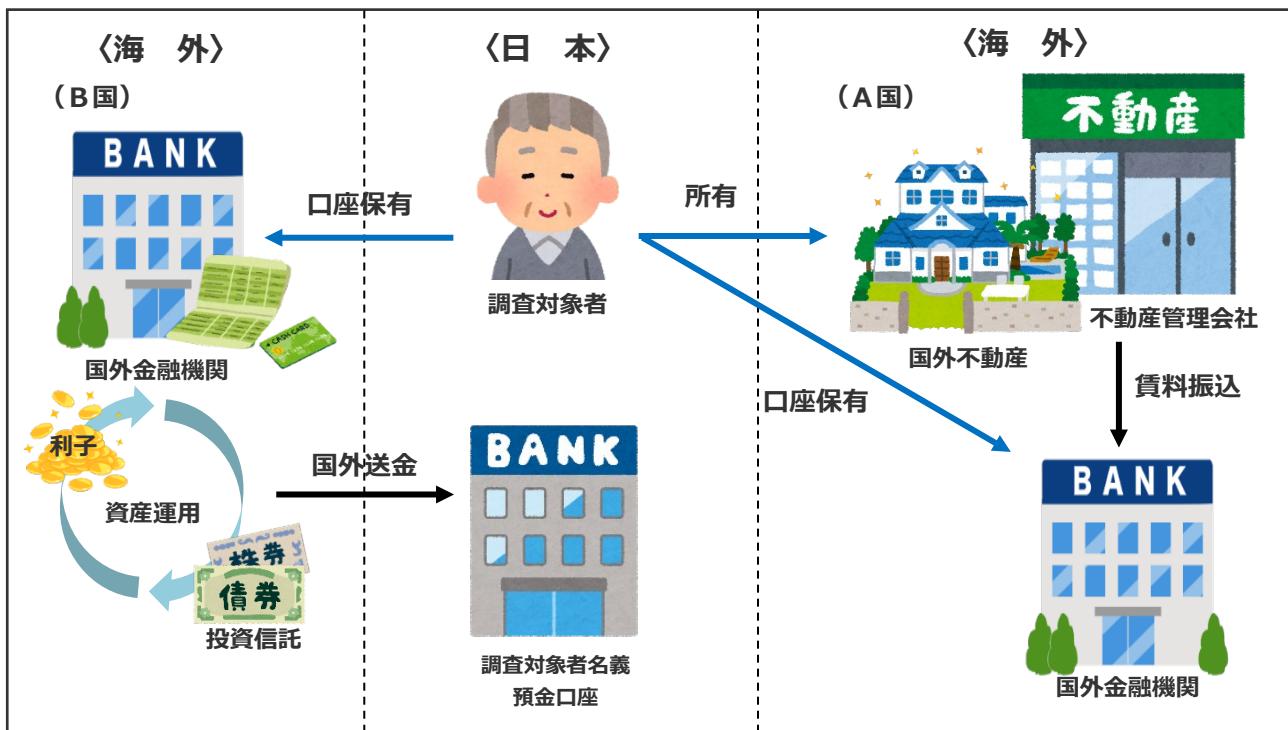
国外からの多額の送金を内容とする国外送金等調書等を活用し、国外不動産の貸付けによる賃料収入等を把握した事例

調査対象者は、譲渡所得のみを申告していたが、国外送金等調書を検討したところ、国外からの送金が多額に上るほか、CRS情報により国外金融機関口座の保有が見込まれた。

調査を実施したところ、国外の企業で勤務していた頃にA国に居住用の不動産を購入した旨の説明があったため、当該不動産の現在の使用状況を確認した結果、不動産管理会社を通じて当該不動産の貸付けによる賃料を得ていたことを把握した。また、B国に開設した金融機関口座について、投資信託の運用収益の受け入れを行っていたことや預金に係る利子を受領していたことも把握した。

そのため、国外不動産から生じた賃料収入及び国外金融機関口座から生じた利子収入について課税を行った。

調査税目（調査年分）	申告漏れ所得金額	追徴税額（加算税込み）
<b>所得税（3年分）</b>	<b>約2億6千百万円</b>	<b>約1億1千6百万円</b>



国税庁では、国外送金等調書などのさまざまな情報を活用し、海外取引・海外資産関連収入の的確な把握及び積極的な調査に取り組んでいます。

## 事例2【無申告・インターネット取引事案】

### ゲーム機器等の転売による収入があるにもかかわらず、申告せず

給与収入のほか、ゲーム機器やスマートフォンなどの転売による収入があるにもかかわらず、所得税が無申告であった者に対して課税した事例

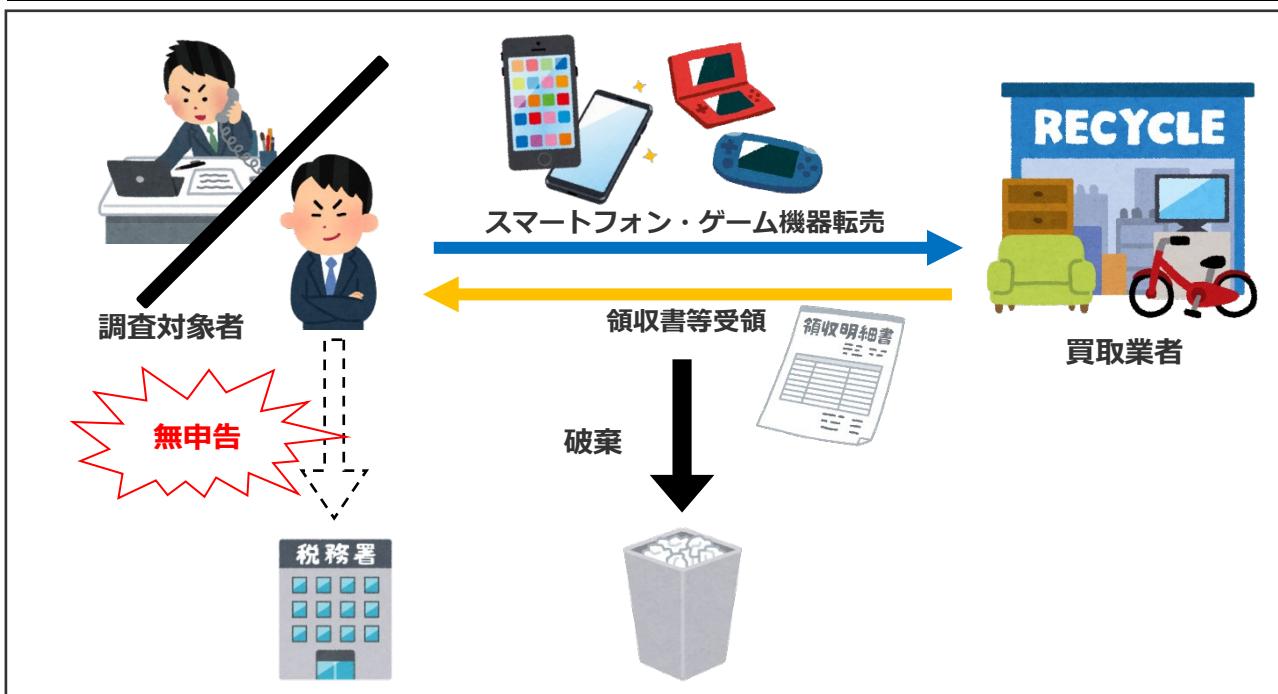
調査対象者は、各種資料情報等により、給与以外の収入があることが想定されるものの、所得税の申告がなかったことから調査を実施した。

調査対象者から、給与収入のほかに、ゲーム機器やスマートフォンなどの転売による収入があるが申告していない旨の説明があり、調査対象者のパソコン及びスマートフォンから、直近の転売に係る取引先とのやり取りや請求書等のデータを把握した。

そこで、過去の書類の保存状況を確認したところ、経費に係る書類は申告時に必要となる可能性があると考え保存していたものの、売上に係る書類はすべて破棄していたため、取引先に対する反面調査等により、転売に係る収入を把握した。

その後、転売に係る収入のほか、消費税の課税事業者となるため、消費税についても課税を行った。また、書類の破棄は隠蔽行為に該当するため、重加算税を賦課した。

調査税目（調査年分）	申告漏れ所得金額	追徴税額（加算税込み）
所得税（7年分）	約7千6百万円	約2千7百万円 重加算税有
消費税（1年分）	—	約2百万円 重加算税有



国税庁では、電子商取引専門調査チームによるインターネットを利用した電子商取引など、あらゆる機会を通じて様々な資料情報等を積極的に収集・分析し、所得税等が無申告となっている者やインターネット取引を行う者についても調査を行っています。

### 事例3【無申告事案】

#### 従業員名義によるキャバクラ経営で自己を潜在化して無申告

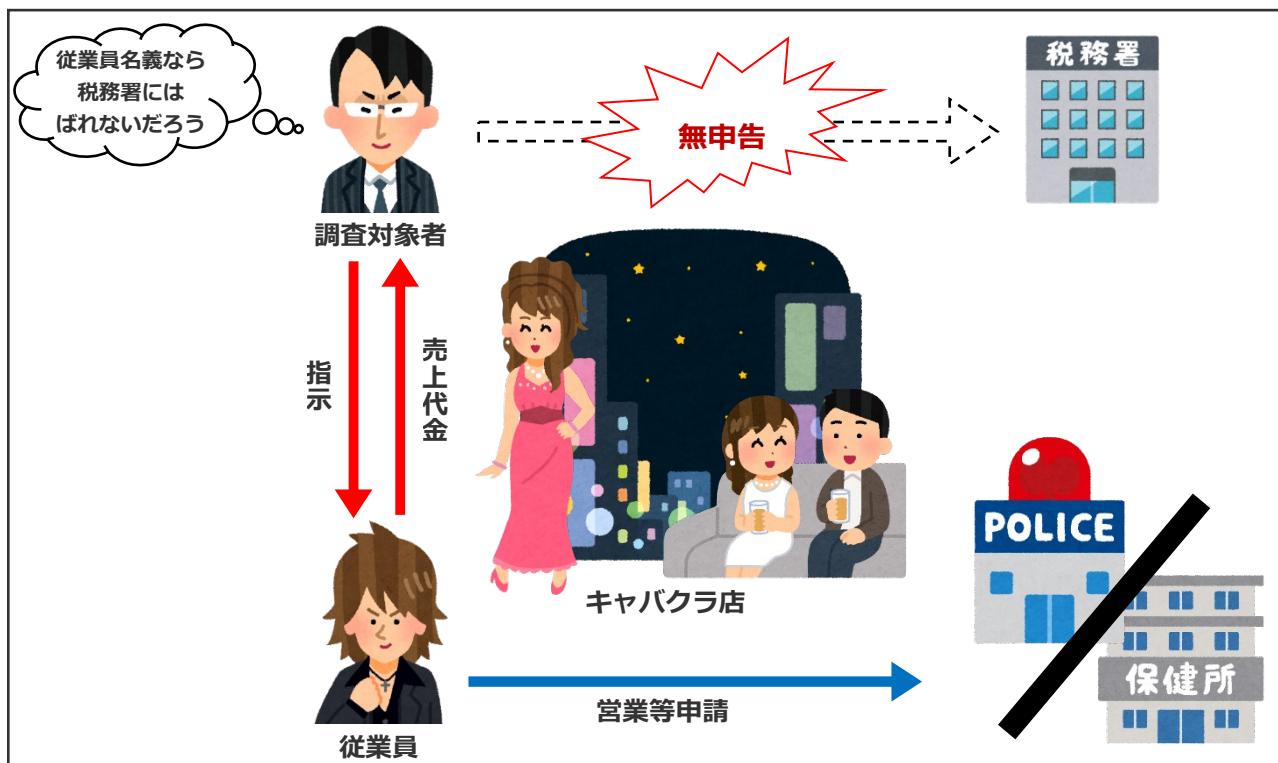
従業員を名義人とした複数のキャバクラ店を経営していたが、営業収益はすべて実質的な所得者である調査対象者に帰属するものとして課税した事例

調査対象者は、各種資料情報等から、近隣で複数店舗を展開するキャバクラ店の実質的な経営者であると想定されたため調査を実施した。

調査対象者及び従業員に対して質問調査等を実施したところ、営業許可申請や取引決済を従業員名義で行っていたものの、売上の管理や経営方針の決定などは調査対象者が行っていたことから、調査対象者が実質的な経営権を有しているものと判断した。

そこで、調査対象者を追及したところ、従業員名義で営業すれば自身が経営者であることを隠蔽できると考え、申告していなかったことを認めたため、キャバクラ店の営業に係る事業所得及び当該事業に係る消費税のほか、コンパニオンに対して支払った報酬に係る源泉所得税について課税を行った。また、他人名義で営業を行い無申告であったことは、仮装・隠蔽行為に該当することから重加算税を賦課した。

調査税目（調査年分）	申告漏れ所得金額・課税漏れ支払金額	追徴税額（加算税込み）
所得税（6年分）	約1億1千8百万円	約4千8百万円 重加算税有
消費税（5年分）	-	約9千7百万円 重加算税有
源泉所得税	約1億2千2百万円	約1千万円



国税庁では、あらゆる機会を通じて収集した資料情報等を調査に活用し、所得税等の無申告者に対して積極的に調査を行っています。

## 事例4 【無申告・金地金譲渡事案】

### 相続した金地金の譲渡を申告せず

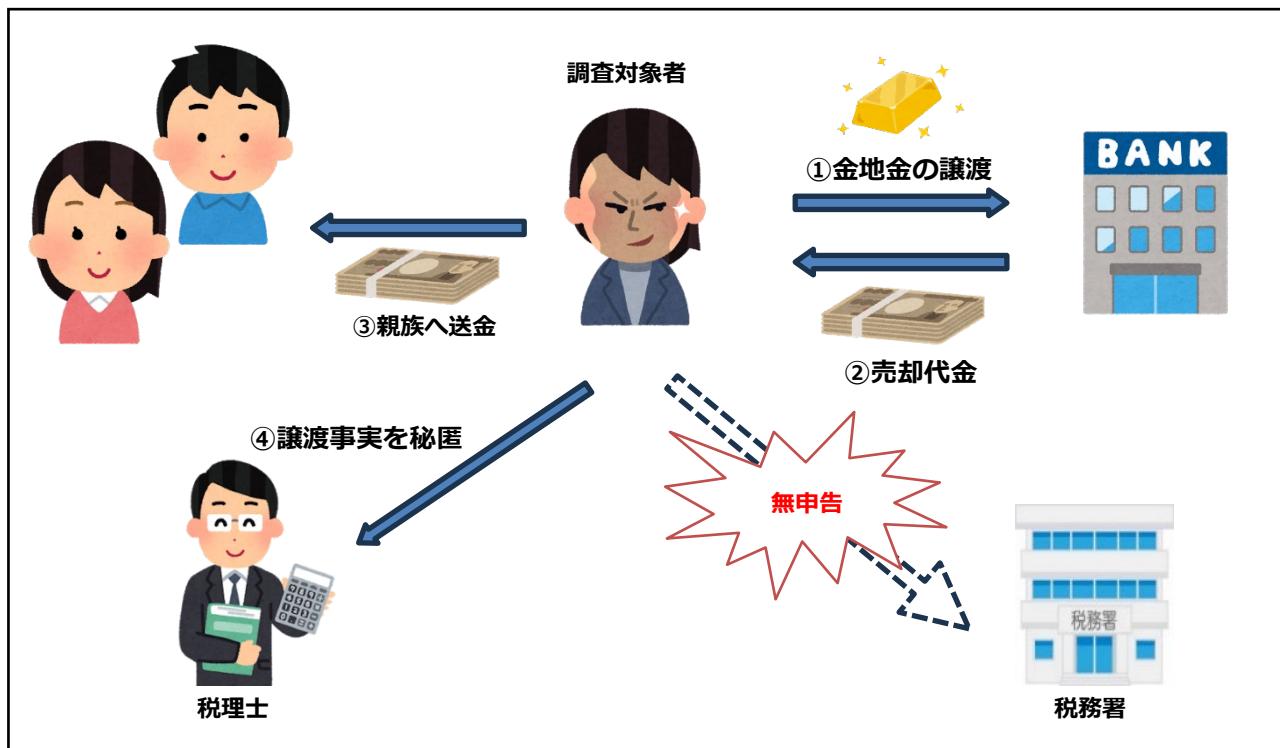
相続により取得した金地金を譲渡していたにもかかわらず、所得税が無申告であった者に対して調査の上、課税を行った事例

部内資料から、調査対象者が金地金の譲渡を行っていることを把握したが、所得税の申告がなかったため、調査を実施した。

着手後、調査対象者の銀行口座に金地金の売却代金が入金されていること及び売却代金の大半が現金出金や親族への送金により、調査対象者の口座から支出されていることを把握した。

調査対象者に説明を求めたところ、譲渡所得の申告が必要であることを認識しているながら、売却代金について親族名義の銀行口座に振り込むなどして自身の口座残高を減らすことで、税務署には分からないと考え、関与税理士にも金地金の譲渡があったことを秘匿し、確定申告を行っていないかったことを認めたため、金地金の売却益について課税を行った。

調査税目（調査年分）	申告漏れ所得金額	追徴税額（加算税込み）
所得税（1年分）	約1千3百万円	約4百万円 重加算税有



国税庁では、あらゆる機会を通じて収集した資料情報等を調査に活用し、不正に税金を逃れようとする納税者に対しては、深度ある調査を実施し適正・公平な課税の実現に努めています。